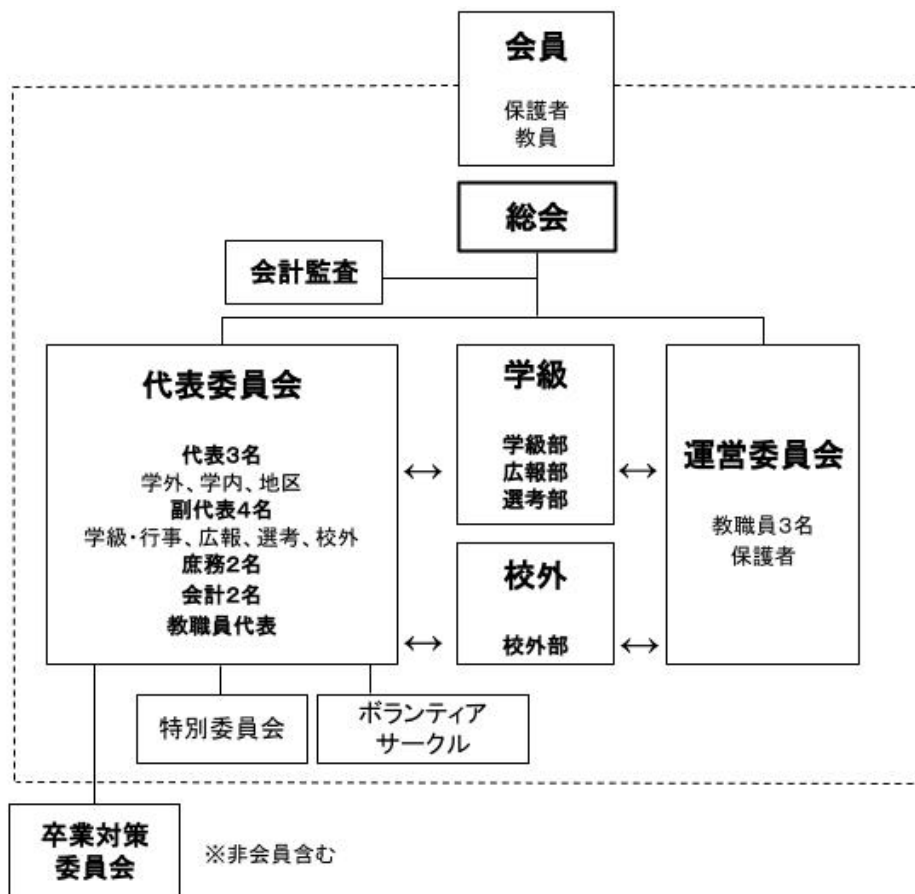


# 練馬区立立野小学校 P T A

規 約  
細 則  
慶弔内規  
個人情報取扱規程

令和5年度 改訂版

## [組織図]



# 規 約

## 第1章 名称および事務所

### 第1条（名称および事務所）

この会は練馬区立立野小学校PTAといい、事務所を立野小学校内におく。

## 第2章 目的および活動方針

### 第2条（目的）

この会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

### 第3条（活動）

この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- (1) 民主的教育に対する理解を深めこれを推進する。
- (2) よい保護者よい教職員となるよう努める。
- (3) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活環境をよくする。
- (4) 学校の教育的環境の整備をはかるため努力する。

### 第4条（方針）

この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の福祉のために活動する他の諸団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかかわることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- (3) 国および地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するため努力する。
- (4) 教育の問題について意見を述べることはできるが、学校の管理や人事に干渉しない。

### 第5条（学校長の参加）

学校長は、この会のすべての会議に出席し学校運営の立場から意見を述べることができる。

## 第3章 会員

### 第6条（会員）

この会の会員は次のとおりとする。

- (1) 立野小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下「保護者等」とする）。
- (2) 立野小学校に勤務する教職員。

### 第7条（入退会の任意）

この会への入会および退会は、任意であることを確認する。退会する時は退会届を代表委員会に提出する。

#### 第8条（会員資格継続期間）

この会の会員資格は、退会届の提出がない限り、保護者は児童の在籍期間継続し、教職員は立野小学校に勤務する期間継続する。

### 第4章 会計

#### 第9条（会計事務）

この会の会計は、会費、寄付金およびその他の収入によってまかなう。

#### 第10条（会費）

会費は総会の議決を経て決定するものとする。

#### 第11条（予算）

この会の経理は、総会に於いて議決された予算にもとづいて行われる。

#### 第12条（決算報告）

この会の決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

#### 第13条（会計年度）

この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5章 会計監査

#### 第14条（会計監査の構成と役割）

1. 会計監査はこの会の会員2名で構成され、この会のその年度の会計を監査し、翌年度の定期総会でその結果を報告する。
2. 会計監査は代表委員・運営委員・学級部員・広報部員・選考部員・校外部員と兼任できない。

#### 第15条（会計監査の選出）

会計監査の選出は前年度内に行われ、運営委員会の承認を要する。

#### 第16条（会計監査の任期）

会計監査の任期は一年とする。

### 第6章 総会

#### 第17条（総会の構成）

総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

#### 第18条（総会の開催）

1. 総会は原則毎年5月に定期に開くほか、次の場合は臨時に開くことができる。

(1) 運営委員会で必要と認めた場合

(2) 全会員の5分の1以上の要求があった場合

2. 代表委員会および運営委員会は、総会を滞りなく開催できるよう、日時・方法・議案について、総会開催の一週間前までに、文書またはホームページなど容易に見ることができる方法で全会員に通知しなければならない。

#### 第19条（総会での審議）

定期総会では、前年度決算報告の承認、本年度事業計画および予算の審議、その他重要事項の審議を行う。

#### 第20条（総会の定足数）

総会は全会員の5分の1以上の出席、または「議決権行使書」（電磁的記録を含む）の提出をもって成立する。ただし、やむを得ない場合は、委任状をもって出席に代えることができる。

#### 第21条（総会の議決）

総会の議決は、出席会員、または提出された「議決権行使書」（電磁的記録を含む）の過半数の同意を必要とする。

### 第7章 代表委員会

#### 第22条（代表委員）

この会の代表委員は次のとおりとする。

- (1) 代表（保護者） 3名
- (2) 副代表（保護者） 4名
- (3) 庶務（保護者） 2名
- (4) 会計（保護者） 2名
- (5) 教職員代表 1名以上

#### 第23条（代表委員の任期）

各代表委員の任期は一年とする。ただし、累積2年までの再任を妨げない。

#### 第24条（代表委員の兼任）

代表委員は兼任することはできない。

#### 第25条（代表委員の欠員補充）

代表委員に欠員の生じた場合は、運営委員会にはかって補充することができる。

#### 第26条（代表委員の構成）

代表委員の役割は次のとおりとする。

- (1) 代表は3名でこの会を代表し、会務を処理する。
- (2) 副代表は4名で仕事を分担し、実務を処理する。
- (3) 庶務はこの会の運営上必要な事務を処理する。
- (4) 会計はこの会の会計事務を処理し、また財産を管理し、総会において決算報告をする。

#### 第27条（代表委員の選出）

代表委員の選出は次の方法で行う。

1. 代表委員はこの会の会員から学級や学年を考慮し選出する。
2. 前条記載の役割は代表委員候補の中で互選し、運営委員会の承認を要する。

#### 第28条（代表委員会の役割）

1. 代表委員会は必要に応じて定期的に関き、次の事項について協議する。

- (1) 学級活動、校外活動、地区活動の報告および連絡調整
- (2) P T A全体で行う活動方針の決定
- (3) 総会に提出する報告および議案の作成
- (4) その他会員から委任された事項

2. 代表委員会は上記について十分に合議し、全代表委員の多数決によって議決する。また、細則等に定める重要事項については運営委員会に決議を委託する。

### 第8章 運営委員会

#### 第29条（運営委員の選出）

1. 運営委員は新年度に全会員から選出する。
2. 学級の部員および校外部員は、運営委員を原則兼任する。
3. 代表委員（保護者）と会計監査は、運営委員を兼務することはできない。

#### 第30条（運営委員の任期）

運営委員の任期は一年とする。

#### 第31条（運営委員会の構成）

1. 運営委員会の構成は次のとおりとする。
  - (1) 運営委員（保護者）
  - (2) 運営委員（教職員） 3名
2. 運営委員（保護者）の選出人数は細則で定める。

#### 第32条（運営委員会の役割）

1. 運営委員会は必要に応じて定期的に関き、次の事項について審議する。

- (1) 代表委員会で協議され委託された事項
- (2) 代表委員の解任案
- (3) その他会員から委託された事項

2. 運営委員会は、会員の意見を代表委員会に伝え、より良いPTA活動になるように協力する。

#### 第33条（運営委員会の定足数および議決）

1. 運営委員会は委員の半数以上が出席または議決権行使書（電磁的記録を含む）を提出しなければ成立しない。なお、議決は多数決によるものとする。
2. 運営委員会には代表委員が出席して必要事項を説明し、議事は主に学内代表が進行する。

#### 第34条（運営委員会の臨時開催）

運営委員会は代表または委員の半数以上が必要と認めた場合、臨時に開くことができる。

### 第9章 学級の委員、部会、および校外部会

#### 第35条（学級の委員の構成および選出）

1. 学級の委員は、学級部員、広報部員、選考部員とし、新年度に各学級または学年から選出する。
2. 学級の委員の選出人数は細則で定める。

#### 第36条（学級の委員の役割）

学級の委員の役割は次のとおりとする。

- (1) 学級部員は、学年や学級の親睦をはかり、会員の意見を代表委員会に伝え、よりよいPTA活動となるように協力する
- (2) 広報部員は、より良いPTA活動をするための広報活動を行う
- (3) 選考部員は、各委員の役割や活動内容を会員に示し、立候補を募集し、委員選考事務を行う

#### 第37条（校外部員の選出）

1. 校外部員は、新年度に全会員から選出する。
2. 校外部員の選出人数は細則で定める。

#### 第38条（校外部員の役割）

校外部員の役割は次のとおりとする。

- (1) 学校の校外生活指導方針に従って、児童の生活指導に協力する。
- (2) 防災、防犯、交通安全等の啓発を行い、児童のためにより良い環境づくりに努める。

### 第10章 特別委員会

#### 第39条（特別委員会の設置と構成）

特別委員会は臨時特定の目的を遂行するため、総会または運営委員会で必要と認めた場合、設けることができる。その委員は運営委員会にはかって代表が委嘱する。

#### 第40条（特別委員会の事業計画）

特別委員会はその事業計画について運営委員会にはからなければならない。

## 第11章 委員の解任

### 第41条（委員の解任）

著しい法令違反・反社会的行為・本会の目的および方針に反する行為を行った等、正当な理由がある場合は、下記の手続きにより、各委員を解任できる。

- (1)代表委員の解任は、本規約第28条に定める運営委員会の議決による
- (2)運営委員の解任は、本規約第33条に定める代表委員会での議決による
- (3)学級・広報・選考・校外の各部員の解任は、各部会での多数決による

## 第12章 細則

### 第42条（細則の定め方）

1. この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会が定める。
2. 代表委員会および運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、文書またはホームページなど会員が容易に見ることができる形をもって全会員に遅滞なく通知しなければならない。

## 第13章 改正

### 第43条（規約改正方法）

この規約は第6章の定めに従い総会での議決で改正することができる。ただし、代表委員会および運営委員会は、改正案を総会開催の一週間前までにその内容を文書またはホームページなど容易に見ることができる方法で全会員に通知しなければならない。

## 第14章 個人情報の保護

### 第44条（個人情報取扱規程）

この規約第2条に規定する目的達成のため、PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理について、個人情報取扱規程を別に定める。

付則 この規約は

平成 3年 1月31日 より適用。

平成 5年 2月25日 一部改正。

平成 5年 4月 1日より適用。

平成 9年 5月23日 一部改正適用。

平成14年 5月15日 一部改正適用。

平成15年 5月29日 一部改正適用。

平成16年 5月21日 一部改正適用。

平成30年 5月22日 より適用。

令和 2年 9月24日 一部改正適用。

令和 5年11月18日 一部改正適用。

# 細 則

## 第1条（会費）

1. 会費は、規約第8条に基づき決定した予算額を会員家庭数で除した金額（年額）とする。
2. 会費は、12ヶ月分を納入し、その方法は口座振替による一括納入とする。転入の場合は、その月から年度末までを納入する。
3. 納入は原則として口座振替で行うが、諸事情により口座振替にて納入ができなかった場合はこの限りではない。
4. 年度途中退会者には原則、会費返金は行わない。

## 第2条（会費の運用）

1. 備品購入時や業者委託時は、代表委員会が事前に複数の業者の見積を取ることを原則とする。
2. 5万円以上の支出は、代表委員会が事前に複数の業者の見積を精査し、運営委員会が承認することを要する。

## 第3条（代表委員および各委員）

1. 代表3名（保護者）は、『学外』、『学内』、『地区』の役割を分担し、学外代表は一般的な学外団体との連絡や調整、学内代表は学校との連絡や調整、地区代表は町会や地区区民館との連絡や調整を主に行う。
2. 副代表4名（保護者）は、それぞれ、学級・行事部長、広報部長、選考部長、校外部長を務める。
3. 運営委員の選出人数は代表委員と同数以上とし、会員数の2割程度であることが望ましい。
4. 各部員の選出人数は、新年度に立候補した人数を基本とし、不足した場合には代表委員は再募集をすることができる。
  - (1)学級部員は各学級に2名以上おくことができる。
  - (2)広報部員は各学級に1名以上おくことができる。
  - (3)選考部員は各学級に2名までおくことができる。各学年に、その学年の学級数と同じ人数以上がいることが望ましい。
  - (4)校外部員は4名以上が望ましい。
5. 学級部員と選考部員は兼務することができる。
6. 各部会の具体的活動（活動休止を含む）は、部員の選出人数に応じて、代表委員と協議の上、各部署で判断する。
7. 教職員代表は、副校長、庶務1名、会計1名の3名とする。

## 第4条（代表委員欠員時の再募集）

代表委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて再募集できる。

## 第5条（サークル活動）

サークル活動はそれぞれ自主的に運営するとともに、代表委員会がこれを後援する。

## 第6条（卒業対策委員会）



1. 6年生は特別に卒業対策委員会を設けることができる。卒業対策委員会は、代表委員会と連絡調整する。

2. 卒業対策委員は、6年生保護者から新年度に6名以上選出する。ただし、立野小学校PTAの代表委員および当該学年の学級・広報・選考・校外の各部員の経験者は、本人が希望しない限り、卒業対策委員に選出されない。

#### 第7条（改正）

この細則は運営委員会において出席者または提出された議決権行使書（電磁的記録を含む）の過半数の賛成により改正することができる。ただし改正案は運営委員会開催の少なくとも1週間前に、その内容を構成員に知らせなければならない。

付則 この細則は

平成 3年 1月31日 より適用。

平成 5年 2月25日 一部改正。

平成 5年 4月 1日より適用。

平成 5年12月10日 より適用。

平成 8年 5月17日 一部改正適用。

平成 8年 6月14日 一部改正。

平成 9年 4月1 日より適用。

平成 9年 5月23日 一部改正適用。

平成13年11月14日 一部改正適用。

平成15年 3月19日 一部改正適用。

平成23年 4月 2日 一部改正適用。

平成24年 3月14日 一部改正適用。

令和 5年11月18日 一部改正適用

# 慶弔内規

練馬区立立野小学校勤務の職員、児童並びに児童の保護者に対する表彰、慶弔、見舞い等について次のように定め、慶弔費より支出する。

## 1. 表彰

- (1) 児童および児童の保護者、教職員に特別の善行のあった場合、校長と連名で表彰する。
- (2) 学校およびPTAに対して特に功労顕著なものには、感謝状をおくる。

## 2. 慶弔

- |                     |    |        |
|---------------------|----|--------|
| (1) 児童              | 香料 | 5,000円 |
| (2) 児童の保護者          | 香料 | 5,000円 |
| (3) 職員およびその配偶者      | 香料 | 5,000円 |
| (4) 職員の父母、子女、配偶者の父母 | 弔電 |        |

## 3. 見舞い・その他

- |            |                         |            |
|------------|-------------------------|------------|
| (1) 児童     | ・傷病見舞い（入院1ヶ月以上）         | 3,000円     |
| (2) 児童の保護者 | ・災害および公傷（会務のため不慮の傷害）見舞い | 代表委員の協議による |
| (3) 職員     | ・傷病見舞い（入院1ヶ月以上）         | 3,000円     |
|            | ・転退職                    | 記念品        |

## 4. 上記以外の場合は、実状により運営委員会の協議による。

但し、緊急の場合は代表委員会において処理し、運営委員会の承認をもとめる。

※ 慶弔、見舞い等の返礼はしない。

付則 この規定は

平成 3年 1月31日 より実施。

平成 5年 2月25日 一部改正。 平成 5年 4月 1日より適用。

平成 9年 5月23日 一部改正。

平成15年 3月19日 一部改正。

平成16年 3月18日 一部改正。

この規定の改訂はPTA規約第12章第42条（細則の定め方）による。

# 個人情報取扱規程

## 第1条（目的）

この規程は、個人情報の取り扱いについて立野小学校PTA（以下「本会」という）の遵守すべき義務を定めることにより、本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑化を図り、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

## 第2条（定義）

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

### （1）個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

### （2）個人情報データベース

特定の個人情報について、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

### （3）本人

個人情報から識別され、又は識別され得る、立野小学校在籍の児童、保護者、および教職員個人をいう。

## 第3条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、あらゆるPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第4条（管理者）

本会における個人情報データベースの管理者は、本会学外代表、学内代表、および地区代表とする。

## 第5条（取扱者）

本会における個人情報データベースの取扱者は、本会代表委員、および本人の同意を得た個人情報の一部について代表委員の一部事務を受託した各部員とする。

## 第6条（秘密保持義務・漏洩防止）

1. 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうるべき個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。
2. 個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告するものとする。

#### 第7条（取扱者への監督）

代表委員は、本人の同意を得た個人情報の一部について代表委員の一部事務を受託した各部員に、個人情報に関して必要かつ適切な取扱いをするよう監督しなければならない。

#### 第8条（取得に際しての利用目的の通知等）

1. 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2. 本会は、前項の規定にかかわらず、本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合にはこの限りではない。

3. 本会は、前項の規定にかかわらず、本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合にはこの限りではない。

#### 第9条（利用目的）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

- (1) 会費等の集金業務、管理業務
- (2) 文書の送付ないし配布
- (3) 会計監査・会員・各委員等の名簿の作成
- (4) 委員選出ならびに委員等の選考活動、その他のPTA活動

#### 第10条（利用目的による制限）

本会はあらかじめ会員の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

#### 第11条（個人情報利用の同意）

本会が取り扱う個人情報および利用の同意については、本会代表委員に書面または電磁的記録等で提出された次の事項に限定する。

- (1) 会員氏名
- (2) 児童氏名
- (3) 所属年組番号
- (4) 電話番号
- (5) PTA会費引き落とし口座の、名義人氏名、口座番号、住所、電話番号
- (6) 電子メールアドレス
- (7) その他特に必要があると認めた項目

#### 第12条（管理）

1. 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2. 本会は、情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人データの安全の管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、管理者の立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄又は削除する。

#### 第13条（保管および持ち出し等）

個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、USBメモリなどにより持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

#### 第14条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、第三者に提供してはならない。ただし、本人の同意をあらかじめ得た場合を除く。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

(4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 第15条（第三者提供に係る記録の作成等）

本会は、個人情報を第三者（第14条1号から4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1)第三者の氏名

(2)提供する対象者の氏名

(3)提供する情報の項目

(4)対象者の同意を得ている旨

#### 第16条（情報開示）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、修正、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### 第17条（研修）

本会は、個人情報データベースの取扱者に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、必要な研修を実施するものとする。

#### 第18条（苦情の処理）

1. 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2. 苦情対応の責任者は、管理者とする。

付則 この規程は

平成30年 5月22日 より適用。

令和 5年11月18日 より全面改正適用。